

川越市立南古谷中学校
いじめ防止基本方針

平成30年8月

目 次

I	「川越市立南古谷中学校いじめ防止基本方針」の策定意義・・・・・・・・・・	1
II	基本方針	
1	いじめ防止に対する基本理念	
2	いじめの定義	
3	いじめ防止のための校内組織	
4	いじめの未然防止	
5	早期発見	
6	いじめに対する措置	
7	いじめの解消について	
8	重大事態への対処	
9	その他の留意事項	
III	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
IV	いじめ防止年間計画（別紙）	

I 「川越市立南古谷中学校いじめ防止基本方針」（以下 「学校基本方針」とする）の策定意義について

- (1) 「学校基本方針」に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応を個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を実践することを目的としている。
- (2) いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、本校の生徒及び保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につながることを目的としている。
- (3) いじめをしている生徒への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめをしている生徒への支援につながることを目的としている。

II 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめは人間として絶対に許されないことであること」「人間は互いに尊重されるべき存在であること」を学校教育の柱として示す。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒の小さな変容を見逃さないようにすること。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍して

いる当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については生徒・保護者及び関係者への聞き取りを行い精査の後「南古谷中いじめ対策委員会」（以下「いじめ対策委員会」とする）において行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察と連携して対応する。

3 いじめ防止のための校内組織

「南古谷中いじめ対策委員会」は、次の構成員をもって組織する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、各学年生徒指導担当職員、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、さわやか相談員
さらに、いじめの状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソー

シャルワーカー、学校医等の専門家並びに自治会関係者やPTA役員等、地域住民や保護者等も含めた組織とする。

「いじめ対策委員会」の具体的な役割は次の通りである。

- (1)いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2)学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (3)いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (4)いじめに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5)いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (6)いじめを受けている生徒に対する支援やいじめをしている生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (7)重大事態発生の際の調査機関としての役割

4 いじめの未然防止

生徒が、友人や教職員と揺るぎない信頼関係を構築し、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1)日常的に「いじめは人間として絶対に許されないことであること」を指導し、学校全体にいじめ防止の雰囲気醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする生徒の育成を図る。
- (2)自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3)いじめ防止ポスターの作成や防止宣言等の活動を通じ、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、教職員と共にいじめとは何かについて考えるなど、生徒と教職員がいじめについて共通の認識を持つ。
- (4)道徳教育や言語環境の整備を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、生徒が主体的に自ら成長するこ

とを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。

- (5)いじめが発生する背景には、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つになることもあることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6)学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると感じることで、生徒が、他者の個性等への理解を深めるとともに自己有用感を高められるよう努める。
- (7)道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8)学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

5 早期発見

いじめは大人に気付きにくいところで発生することも多く、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、最悪のいじめを想定し、安易に否定したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。

- (1)日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2)定期的なアンケート調査や教育相談並びに適時のチャンス相談を実施する等により、生徒が日頃からいじめ被害を訴えやすい機会や場をつくる。
- (3)生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会やチェックリスト等を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4)家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5)地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6)パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

6 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。報告

を受けた「いじめ対策委員会」は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策委員会」へ報告することは必要となる。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

いじめに係る情報や対応の経緯等については、生徒ごとに全て記録し、情報の共有化を図る。

(1)いじめの発見や通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見や通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で協議し、関係生徒から事情を聴き取る等、「学校基本方針」に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについては、収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・指導に困難が伴う場合、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2)いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の詳細を聞き取る。その後、家庭訪問等により、必ずその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得ていじめを受けている生徒の心のケアを行う。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3)いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の詳細を聞き取る。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の協力も得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている生徒に対する成長支援の観点から、当該生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5)インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・川越市委託のネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。
- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1)いじめに係る行為が止んでいる

一つ目は、いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続している場合である。

- ・相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない

二つ目は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる場合である。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る。

8 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、迅速かつ適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や

保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1)重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2)重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告する。（「事故速報」にて報告）

- ・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校としては「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3)教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難であることから、平素から迅速な調査の実施に備える。

- ・組織の構成については、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者を除いて調査に当たる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的かつ速やかに「重大事態調査報告書」へ明確に記録する。
- ・いじめを受けている生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者

の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。

- (4)調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5)調査結果については、教育委員会に報告する。（「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）

9 その他の留意事項

(1)組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・指導にあたっては、必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラーが参加しながら対応する。
- ・「学校基本方針」やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2)校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3)校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化に努める。

(4)学校評価（教員の評価）

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(5)地域や家庭との連携について

- ・「学校基本方針」等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

III 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1)警察との連携

- ・川越警察署生活安全課少年係との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携（平成30年度現在 未配置）
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2)児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

IV いじめ防止年間計画（別紙）